

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 施設・事業所情報

名称：松山市立朝美保育園	種別：保育所	
代表者氏名：若狭 人美	定員（利用人数）：90 名（62 名）	
所在地：	松山市美沢 2 丁目 7-39	
TEL：089-925-1467	ホ ム ペ ジ：	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/kodomokateibu/hoikusyo/asamiho5.html
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和 31 年 10 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：松山市		
職員数	常勤職員：23 名	非常勤職員 9 名
専 門 職 員	（専門職の名称） 名	調理員 6 名
	保育士 22 名	看護師 1 名
	子育て支援員 1 名	作業員 2 名
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	保育室 6 室・事務室・調理室・休憩室等	鉄筋コンクリート 2 階建て 1 棟

③ 理念・基本方針

<保育理念>

・一人ひとりの笑顔がキラリと光ることができるように、家庭や地域との連携を図って共に育ち合い、自己肯定感を育む。

<保育方針>

・子どもをありのまま受け止め、豊かな愛情を持ち心に寄り添って保育する。
・子どもが主体性を持って、仲良く楽しく活動したり、自分のことをしたりできるような安心・安全な環境作りに努める。
・家庭と園とで子どもの育ちを共有し、成長を喜び合って一人ひとりの育ちを大切にする。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- ・ 園庭は芝生化しており、乳児も安全に遊ぶことができる。
- ・ 一人ひとりの子どもの発達を松山市立保育園独自の「乳幼児発達経過表」を用いて客観的に捉え、一人ひとりを大事にしたきめ細やかな保育を実施している。
- ・ 配慮を必要としている子どもへの今後の保育や保育環境について子ども支援担当者も加わって必要な手立てを考えて、関係機関と密に連携しながら対応している。
- ・ 関係機関との連携のもと、要支援家庭の子どもに対する適切な支援を実施している。
- ・ 園内研修による保育の振り返りや、職員会等での話し合いで共通認識を図り、保育の質を向上させている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年5月17日（契約日） ～ 令和7年3月12日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成25年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

- ① 園長の受容力を生かしたリーダーシップのもと、職員の意見の聴取や園での保育の質を向上する話合いが、日常的な会話にとどまらず、月1回の定例会として組織的に展開されている。また、園が目指す全体計画や保育目標が、日々・週ごとの記録の記入と考察の際に意識できるよう工夫されていたり、園内研修や保育参観で実践するなど PDCA サイクルが意識されている。保育の達成状況や課題を客観的に評価できるよう評価シートを活用し、分析と改善に活かす体制が整備されており、職員教育に浸透している。
- ② 公立保育園全体の組織的取組が確実に実行されている。市として、人権侵害チェックリストの活用や研修の活用、ヒヤリハット分析の可視化、プライバシー保護の取組など安心安全な保育を目指す体制整備を職員間で浸透させ、誠実に実施している。また、ICT 活用による事務作業の負担軽減や保育士の人材確保と職員の雇用の安定のための市の取組であるインストラクター制度は、職員が働きやすさや保育士としての成長や不安の改善に効果を実感している。
- ③ 合理的配慮を有する園児への保育に取組んでいる。園内の障がい児支援担当者の活用や児童発達支援センターと連携して、園内の保育の質の向上とともに保護者の子育て支援の取組として関係施設への同行訪問や情報共有を行うなどの丁寧な実践が行われている。

◇改善を求められる点

- ① 園の設備面の課題として、駐車場スペースの不足や保育室や園庭の狭さ、掲示板の設置状況（現在は窓ガラスに掲示）に支障がある。近く改修工事が予定されていることから、園側が把握している保育の質の向上や保護者支援に欠かさないハード面の条件の改善を市と協議して改善できるよう取組まれることが望まれる。
- ② 園長の引継ぎ、定例会（職員会やチーム会）で出された意見等に関する記録がない。持続的な保育の質の向上の成果が蓄積されていかないため、今後は記録の整備が望まれる。
- ③ 単年度事業が園独自に作成されており、充実した実践状況があるが、評価が曖昧な表現に終始している。取組内容の達成状況を実感することは職員のモチベーション維持や公立としての存在意義を示すことにもつながる。今後は、成果の数値目標化や行動目標化などの成果を可視化する工夫が望まれる。

⑥ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することは、保育サービス提供のために園として必要なことを一つ一つ確認でき、職員一人ひとりが現状の保育を見直すきっかけとなりました。様々な事業を改善するにあたり職員間で話し合った意見やその過程を記録として残し、それらをもとに今後さらなる改善をしていきたいと思ひます。また、浮き彫りになった保育の標準化や地域連携の希薄さの改善、園の取り組みを保護者に知ってもらうための発信方法の工夫等をすすめたいと思ひます。

今後も課題の把握や見直しを行い、職員間で意識統一をして保育の質の向上に努めたいと思ひます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 保育理念と基本方針、保育目標は、事務室や各保育室に掲示しており、さらに週案のファイルに綴じており、毎回日誌を書くたびに確認できるよう職員への浸透に工夫がされている。保護者等には入園のしおりやホームページ、見学者用のパンフレットなどに明示し、入園式や年度初めに配布して、繰り返し周知している。今後は園独自の保育の理念が、保育目標のレベルになっているため再検討が望まれる。また保護者への説明資料については、多様な状況に応じてユニバーサルの視点からさらなる改良の余地がある。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 松山市子ども・子育て支援事業計画の策定時に把握された子どもの数や保育ニーズに加えて、園独自で園の周辺地域の保育ニーズとして、核家族世帯が子育ての相談相手やリフレッシュのための一時預かりの必要性があることを把握している。公立であるため、主管課が主体となり、経営状況や課題を把握・分析し、市の予算に基づき計画を立てている。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 主管課の予算に従い、事業費等は計画的に使用している。業務の負担軽減の対策として、出欠席の把握や送迎時の情報共有にタブレットを導入し、保護者連絡にアプリを活用している。保育士確保の課題については、主管課が主催するイベントに積極的に参加し保育学生の確保や若手保育士の定着を目指した研修会を継続的に行っている。パート保育士の働き方が選べるようになったり、育児休暇明けの職員が育児短時間勤務制度を利用したりするなど、柔軟で多様な働き方が選択できるようになっている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 中・長期計画は第2期松山市子ども・子育て支援事業計画をもとに、自園の園児数や保育ニーズの特徴を把握して、中・長期計画を策定している。しかし、園長交代の時期には、前年度までの園の計画や実施状況について、前任者からの口頭での引継ぎをしているが、書面での引継ぎはない。公立保育園では管理職の人事異動が数年ごとにあるため、PDCAサイクルの観点から、引継ぎ方法には見直しや継続性が担保できる工夫が望まれる。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 中・長期計画の内容を踏まえて、単年度の計画を作成している。作成する際には保育所保育指針に基づき、園内研修での園児の育ちに必要なことについて話し合ったことや一時預かりのニーズを踏まえ、具体的な内容になるよう職員間で共有し、目標を設定している。今後は、達成状況が数値や具体的な成果で評価できるような設定方法の工夫の検討が望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞ 年度末に年間の評価・反省を行って、次年度へ引継ぎができるように話し合い、それをもとに年度初めの職員会で方向性を周知している。月1回の職員会では意見を出し合って事業の評価・反省を行い、次年度へ活かせるようにしている。今後は、話し合いの結果を議事録として書面化することで、意見集約や反映の経過を残しておく工夫が望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞ 事業計画や年間行事計画は、入園のしおりや園だよりで周知するだけでなく、掲示や園行事の際にも保護者に繰り返し周知している。知らせる際には読みやすく理解しやすい言葉を使い、見やすくなるようにレイアウトを工夫している。しかし、合理的配慮の観点から、資料作成にはさらなる工夫の余地がある。行事後にはアンケートを実施して結果をまとめ、職員間で協議したうえで保護者が参加しやすいような内容に反映している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<コメント> 保育の質の向上については、指導計画に基づき日々の保育評価・実践者評価を指定の様式として整備し、記録と考察を翌月の保育につなげるといったPDCAサイクルが確立している。主管課主催の職員職場内研修として公開保育を行い、他園の職員からの意見や感想などを聞き、保育を見直す機会として活かしている。他にも階層別研修で話し合っって課題を認識し、保育内容の研修等に参加することで専門的技術や知識を深めて、保育の質の向上に努めている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<コメント> 月1回チーム会を行い、保育の振り返りと評価・反省を行って課題解決に努めている。園長又はチーフもチーム会に参加して、保育の助言をしたり保育の見通しを話し合ったりしている。自己評価の結果をクラスで話し合い、課題や改善点を文書でまとめ、職員間で共有するなど、クラスのことだけでなく、園全体の行事についても話し合っって課題改善に向け取組んでいる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<コメント> 園の責任者として園のすべてのことに関わり、指導監督している。役割と責任について文書化し、年度初めに周知している。全職員への周知と理解のレベルをさらに上げていくことを園長の課題として意識して取組んでいる。災害や事故発生時は、園長不在の時も含めて、役割や責任についても明らかにしており、安全訓練を通して職員が日頃から認識できるようにしている。		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> コンプライアンス条例、倫理規定、服務規律等の法令の遵守に努め、職員に周知している。また情報セキュリティ研修に参加してセキュリティ遵守について職員に還元し、コンプライアンス通信等を回覧している。回覧だけでなく、園長が自ら口頭で伝えることで一人ひとりの職員が公務員としての自覚や責任が持てるように促している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<コメント> 毎月のチーム会で定期的にクラス保育の振り返りをして問題点や課題を共有し、担任と一緒に考えながら助言を行っている。職員会では園全体の課題について話し合い、意識統一を図っている。今年度の園内研修のテーマに基づいた職員の園内保育参観の実施と振り返り、さらに乳児保育においては看護師の助言等を活用しながら、質の向上へとつなげている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<コメント> 働きやすい職場環境作りのために、園長が面談を実施したり、普段のコミュニケーションの充実に努めたりしている。また、職員一人ひとりの状況を踏まえて、ワークライフバランスを考えた働き方ができるようにしている。午睡チェックや業務日誌の管理や月末のお便りの配信作業にタブレットを活用したり、連絡ノートデータをデータ保存したりすることで事務作業の軽減につなげている。さらに、今後は、人事異動時の継続性と業務の実効性の分析の資料として文書にして取組内容を残す工夫が望まれる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> 市の人事課と主管課において、人材確保や育成方針等が計画的になされている。市では人材確保のために、午前・午後パート保育士や看護師、子育て支援員、作業員など様々な職種の採用を進めるなどの取組をしている。園長は主管課による保育士の仕事紹介のイベントに協力し、若い世代に保育の興味関心を持ってもらう取組や職員から業務負担に関する意見を集約し、園長会で報告するなど市としての人材確保と育成対策に反映させている。また、公立保育園として、保育士の人材確保や定着のために、新任保育士研修や新規採用職員に対しては、インストラクター制度を活用し成果を上げている。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<コメント> 市の公務員として期待される職員像が明確にされており、市の規定に基づいた人事基準が定められている。正規職員は、人事課による多面評価や職務遂行評価をして、客観的に評価できるようにしている。また、職員間で評価し合う多面評価では、会計年度職員やパート職員、調理員も含めて実施している。園長は面談等を通し、職員の意向を聞きながら、仕事に対するモチベーションが高められるようにしている。市では職員同士の評価のフィードバック方法の工夫として、優れた職務状況に対してグッドジョブスマイルカードを使って伝える取組が整備されている。今後は普及が望まれる。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<コメント> 総務管理システムを使用し、職員の就労状況、時間外勤務、年次有給休暇取得状況等を把握しており、適切に管理している。年2回の面談や日々のコミュニケーションにより職員の意向を聞きとり、家庭状況や雇用条件によって働き方に柔軟性を持たせている。またワークライフバランスの実現のために、有給休暇や病児看護休暇が選択して取得できるようにしている。産業医との面談やストレスチェックを実施し、必要に応じてヘルスルームや産業カウンセラーへの相談ができることを情報提供している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 職員一人ひとりがヒヤリング調書を記入し園長と面談を行って、目標を具体的に示すようにしている。その中で、職階や担当年齢に見合った目標になっているか、達成度はどの程度かを確認し、意欲へとつながるように配慮している。また、園長自身も課長や専任課長と期首面談を行い、目標と達成度の確認を行っている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<コメント> 職員の研修計画を作成し、期待する職員像を明確にして専門性が高められるようにしている。市保育会や県保育協議会、主管課主催の研修などがあり、研修計画をもとに、職員の希望や経験年数等も考慮しながら、全職員が参加できるように調整している。		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 全職員に各研修の案内を情報提供して参加を募っている。また、研修内容によって、職員の経験年数や習熟度に合わせて進めている。年間を通じて、全員がバランス良く参加できるよう調整するとともに、参加後には研修報告を回覧したり、還元研修をしたりすることで情報の共有をしている。個別的なOJTに関しては、新任職員にはインストラクター制度を活用し、配慮が必要な対応時には、園長が指導するだけでなく、障がい児支援担当者を活用している。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 実習生受け入れマニュアルを作成し、実習担当者はチーフが担っている。実習生は保育士・看護師実習の指導実績があり、受け入れを積極的に行っている。クラス実習時には実習担当者から各担任に養成校との意見交換内容や専門のカリキュラムに沿った内容を伝えて指導するなど、養成校と連携しながら、将来の人材確保につながるよう取り組んでいる。実習生が無理なく保育士の仕事や子どもたちの発達段階を学ぶことができるように配慮した指導を心掛けている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉠・c
＜コメント＞ 保育園の理念・基本方針や保育内容などは、入園のしおりやホームページ、見学者用のリーフレットで公表しており、園内にも掲示している。第三者評価の受審結果はホームページで、苦情相談の体制は入園のしおりや掲示で明記しているが、対応・改善策については公表していない。地域に向けての説明や発信方法について、園長は今後改善していきたいという課題意識がある。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㉠・c
＜コメント＞ 外部監査は実施していないが、経営に関しては市で適正に行われている。運営に関しては定期的な第三者評価を受け公正な運営に取り組んでいる。園では一時預かり利用料・職員給食費・日本スポーツ振興センター災害給付・郵券・タクシーチケットについては管理し、年2回公金検査を受けている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉓・b・c
〈コメント〉 園の全体計画及び中期計画に「家庭・地域との連携」を重点取組として明記している。園行事に地域の民生児童委員を招いて園児の様子を伝えたり、近隣の小学校との交流や高齢者施設への訪問、地方祭での地域の方との触れ合いを行ったりしている。ニーズに応じた地域の社会資源の利用については、掲示板での紹介や必要に応じて個別に情報提供したり、園児や保護者に同行して施設見学をしたりしている。ボランティアの協力でおはなし会を年10回開催し、子どもたちに様々な話を聞かせてもらいながら触れ合っている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉔・c
〈コメント〉 ボランティアの受入れマニュアルに、受入れの基本姿勢を明示し体制を整えているが、ここ数年は希望者不在のため、受入れ実績はない。申し出があった場合は主管課が統括した後、園での対応となる。小学校や中学校の体験学習や交流も、希望があれば積極的に受入れをしている。今後は、園児の安心安全は必守しつつ、ボランティアの受入れの体制があることは、自治会を通して地域住民や公的なボランティアの育成機関と連携し広く市民に周知するなどの工夫が望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉓・b・c
〈コメント〉 地域の関係機関のリストを作成している。保護者からの相談の中で必要に応じて関係機関と連絡を取り合い、支援や療育につなげている。また、その内容は職員会で話し合い適切に情報共有をしている。小学校との連携として、幼保小連絡協議会などで連続性を持って子どもの育ちが保障できるようにしている。また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に出席して、市こども家庭センターと連携した要支援家庭の支援を行っている。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 地域の関係者には、行事の案内を出して参加してもらっており、民生委員と口頭でニーズの把握や情報共有を図っている。地域の福祉ニーズへの対応は、子育て家庭が園見学に来たり、一時預かり保育を利用する際に相談を受けたり、情報提供をしたりしている。園長は、地域住民からの来所相談を待つ状況について、今後は、園長や職員が地域の会議等に出向いていき、相談に応じるなどして地域の福祉ニーズを把握していきたいという意欲がある。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a ・b・c
<コメント> 一時預かり保育を実施し、利用者の相談を受けたり、必要な情報発信をしたりしている。地域の福祉ニーズに基づいた取組は、事業計画及び中期計画で明示されており計画的に取組んでいる。地域の経済困窮の家庭への支援として、卒園児の家庭から不要になった午睡布団を寄付してもらい、市こども家庭センターに提供するなどの取組をしている。災害時の対応として、市から指示があった場合、園を避難所として開設できるように災害用品や備蓄品を準備している。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
<コメント> 松山市立保育園の保育理念や基本方針をふまえ、園の実情に合った保育目標を立て、入園のしおりやホームページなどで保護者に周知している。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使い、保育士一人ひとりが自分の保育の振り返りをして人権についての理解を深めている。また、チーム会や職員会などで話し合いを持ち意識統一をしている。今後は、園内の子どもの人権を尊重した保育の具体的な取組について保護者に伝える手段を拡充し、保護者の人権教育にも活かしていくなどさらなる向上が期待される。		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	㉑・b・c
<コメント> 子どものプライバシー保護に関する規定マニュアルを整備し、マニュアルに沿って対応している。入園のしおり等を用いて保護者にプライバシー保護に対する取組を周知し、適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉒・c
<コメント> 市のホームページで園の概要や行事予定、毎月の活動の様子を掲載している。合理的配慮を有する保護者への情報格差の是正の観点から、今後は市のホームページでの視覚情報に基づく情報提供以外の手段や周知先の拡充について検討が望まれる。園見学は電話にて受付し、保護者の希望に応じて見学できるようにしている。パンフレットで説明するだけでなく、その場で質問等を丁寧に聞き取り、園の様子を分かっていたくれるよう配慮している。パンフレットは年度末に見直しを行い更新している。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<コメント> 園見学で園の概要を話して理解を得ている。また、入園が決定した家庭には事前にオリエンテーションを行って説明し、入園式ではしおりを用いている。就労状況の変更など、手続きが必要な時は、その都度申し出てもらい、必要書類を手渡しして口頭で説明した後、保護者が記入したものを主管課に提出している。配慮が必要な保護者への対応実績もあり、個別対応と書面の記入見本を用いて、さらに分かりやすく丁寧な説明をしている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<コメント> 転園の場合は、保育の継続性の観点から保護者と相談し、市の指定様式を用いて引継ぎをしている。保育園利用終了後の児童についても相談窓口があることを掲示等で知らせ、いつでも受け入れられる体制を整えている。配慮の必要な子どもに関しては、主管課の発達支援担当者を通して口頭と書面で情報発信の工夫をしたり、要支援家庭の様子などは関係機関と連携を図った実績もある。		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠ b・c
<コメント> 入園時と年度初めに、家庭の子育て方針や保育園への意向を書面で確認している。新入園児の保護者には入園時に家庭訪問を実施し、それ以外の全園児の保護者には5月と1月に面談を行っている。必要に応じて個別懇談を実施し、保護者の意向を保育に反映するように取組んでいる。また、保護者と子どもの満足感を把握し、次年度の計画に活かしている。来年度は改修工事があるため、役員会開催頻度を増やし、保護者へ周知文書を配布して連携を図っていく意向がある。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠ b・c
<コメント> 第三者委員を設置して苦情解決の体制を整備している。また、年度初めに配布する入園のしおりに苦情・相談の窓口について記載し説明している。さらに、苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した文書を掲示し保護者に周知している。苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者にフィードバックし苦情内容の記録は適切に保管している。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠ b・c
<コメント> 入園のしおりに相談窓口について複数明記しており、保護者が気軽に相談できるような体制をとっている。また園内の「何でもボックス」は、いつでも自由に意見が述べられるようにしている。相談があった時は丁寧に話を聞きとり記録に残すとともに、職員間で周知して改善している。行事ごとのアンケート実施後は集計結果や課題・改善点について文書で配布している。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠ b・c
<コメント> 保護者と日常的にコミュニケーションをとり、相談しやすい雰囲気作りを心がけている。また、日々の連絡帳や送迎時の会話から保護者の不安を察知して相談に応じている。子育て支援に対する相談は担任やチーフが中心に対応し、発達に対する相談は発達支援担当者も含めて話す機会を設け、保護者の思いに寄り添っている。相談や意見内容については、チーム会や職員会で情報共有し、対応について話し合っている。記録や報告は対応マニュアルに沿って行い、今後の保育に活かしている。		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<コメント> リスクマネジメントの責任者を園長が担い、安全計画や危機管理マニュアル等を策定している。安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築され実行されている。看護師が月1回事例を収集・分析し全職員に周知して再発防止に努めている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<コメント> 感染症に関しては、予防策が適切に講じられている。感染拡大の場合には、休園も含め保健所や市の主管課とともに連携を図っている。また、市の主管課の保健師による保健部会から新しい情報を得て発信・見直しを行っている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<コメント> 保護者には地震災害時、風水害時の避難行動についての文書を配布し、アプリでも配信し確認できるようにしている。また、MAC ネットシステムの登録により災害時に迅速に情報が発信できるような体制をとっている。園には備蓄品を備え、非常持ち出し袋と合わせて定期的に確認している。園長は今後、地域の防災会の連絡会への参加を検討していきたい意向をもっている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a ㉠ c
<コメント> 保育所保育指針をもとに、年齢や発達に応じた、年間、月案、週案等を話し合っ計画している。標準的な保育の実施方法について文書化し、職員が方法を把握しているうえで、子ども一人ひとりの発達や個性に合わせた配慮や支援を行いながら保育している。毎月のチーム会や職員会で保育の振り返りや見直しを行い、保育が画一的にならないように配慮している。しかし、標準的な実施方法にそった保育の提供について指導計画と関連させながら確認できる仕組みを定めているが十分ではない。		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a b c
<コメント> 保育の実施方法の見直しは日々行っており、職員間で情報共有や意識統一をしている。チーム会等で話し合った内容は記録に残し、翌月の指導計画に取り入れて実施できるようにしている。保護者との日々のコミュニケーションの中で聞きとった意見や、行事後のアンケート結果で出た意見も、その都度話し合い、保育の見直しをしている。園長は今後、定期的に標準的な実施方法の見直しに取り組む意向をもっている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	a b・c
<コメント> 保育園の全体的な計画に基づいて、担任やチーフがアセスメントを行いながら、クラスの指導計画を作成している。乳児クラスでは、一人ひとりの発達に合わせた個別指導計画があり、保護者の願い等も反映し丁寧な支援がなされている。配慮の必要な子どもの個別の指導計画は、療育機関の作成した指導計画をもとに作成している。発達支援担当者を中心に保護者と連携し、必要に応じてケース会議を行ったり関係機関につなげたりしている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a b・c
<コメント> 指導計画は定期的に園長・チーフに提出し、評価と見直しを繰り返しながら計画・立案している。見直された内容等は、チーム会で情報共有をし、翌月の保育に活かせるようにしている。ケース会議で関係機関から助言があれば共有し、職員間で意識統一して子どもたちが戸惑うことのないような適切な保育を行っている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a b・c
<コメント> 「乳幼児発達経過表」を使い、子ども一人ひとりの発達状況を把握している。3歳未満児は「個別指導計画」、3歳以上児は「児童票」に発達の様子を記録し、適切に保管している。配慮が必要な子どもは、「個票」を作成し、発達支援担当者を中心にとりまとめ、一人ひとりに合った支援を行っている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a b・c
<コメント> 子どもの記録の保管・保存・廃棄・情報の開示に関する規定があり、情報は保護されている。個人情報保護に関することについて、「入園のしおり」に記載し保護者に周知をしている。全職員、年1回情報セキュリティ研修を受講し、個人情報や情報の管理について学んで意識の向上に努めている。		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ ① ・c

所見欄

全体的な計画は、前年度末に子どもたちや家庭の状況、地域の実態に合っているか見直しを行っている。また、作成する際には、保育園の理念や方針・目標に基づき、本園に合った計画になるようにしている。作成された全体的な計画は、入園のしおりに記載し、保護者に周知している。職員は計画を意識しながら保育をすすめる、実践や考察をくり返ししながら次年度への計画に活かしている。しかし、理念及び方針の表現内容が混在しているため、園で統一することが望まれる。また今後は、正規職員への意見聴取のプロセスを踏むことを期待したい。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	② ・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	③ ・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	④ ・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	⑤ ・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑥ ・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑦ ・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑧ ・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	⑨ ・b・c

A ⑩ A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A ⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

子どもが心地よく安心して過ごすことができる環境が適切に整備されている。「乳幼児発達経過表」を用いて、子どもの発達過程や家庭環境など一人ひとりの子どもの内容を十分把握したうえで記録し、職員間で共有する取組ができています。乳児保育では、担当制保育に取組み愛着形成に努めている。

基本的習慣は、子どもとの信頼関係を築くことを第一に関わり、安定した情緒の中で、毎日繰り返し行い身につくようにしている。保護者には、様々な手段を用いて子どもの今の状態を共有し、習得できるように支援している。

子どもが主体的に活動できる環境の工夫として、玩具や遊具は同じ種類を複数用意し、自分で好きなものを選んで遊び、保育士が子どもの思いや発想を受け止めて遊びを展開して楽しめるように整備している。また、乳幼児期の体幹を鍛える発達課題に継続的に取り組んでいる。

養護と教育が一体的に展開できる環境を整備している。本園の乳児保育は、11 か月からの受入れをしており、1 歳を超えた子どものいるクラスになっている。各月齢の発達を保障する玩具や場を提供し、表情、仕草、声に応答的にかかわりながら安心して過ごせる環境を整えている。

温かな雰囲気作りを心がけて環境を整えている。仕切りで小さな部屋を作り、落ち着いて好きな玩具を見つけて遊べるように工夫している。保育士は子どもとの1対1の時間を大切に、温かく、受容的、応答的な関わりを行うことで愛着関係を築き、安心して楽しく生活できるようにしている。発達や成長の段階を保育士間でこまめに話し合って複数の担任が把握し保育を進めていくようにしている。

3 歳以上児の保育は、それぞれの年齢に応じて、子どもが自分から興味関心を持って、遊びや活動に取組めるような配慮、環境作りをしている。日々、担任間で話したり、月1回、園長、チーフも参加してチーム会を行ったりして、子どもの様子や保育内容について話し合い保育の内容や方法に配慮している。

障がいをもつ子どもが安心して生活できるように、市では障害児支援の専門研修を受けた保育士の配置を充実させている。

子どもの在園時間を考慮した環境は、保育室を工夫して保育を行っている。タブレットを有効に活用して、保護者対応に不備がないように取り組んでいる。

小学校との連携については、今年度から交流が復活している。保護者からの就学に関する相談は、年長時に教育相談を受けて支援担当者と担任が小学校の担当者と連携を図っている。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A ⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A ⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A ⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・Ⓑ・c

所見欄

子どもの健康管理に関しては、看護師が中心に適切に行っている。特に、タブレットを導入したことで、日中の子どもの体調に変化を全保育士が随時共有できるようになっている。 全園児対象に嘱託医による健康診断（内科健診・歯科健診）を年2回、3歳児以上対象に尿検査を年1回行っている。健診結果の記録を行い、結果をクラス担任に知らせている。保護者に対しては「健康診断（結果）のお知らせ」に記載して速やかな報告を行い、治療が必要な場合には受診を勧め、家庭と連携した早期治療と健康管理につなげている。 アレルギー疾患や未摂取の食材がある子どもについては、毎月給食の献立を保護者に渡し、未食・アレルギー食材の確認を行ってもらっている。給食のメニューについては、医師の指示に基づく除去食を提供し、配膳ミスや誤食が起きないように、保育士と調理担当者間できめ細かい情報伝達が実施されている。アレルギー児の緊急時内服薬の管理やアレルギー指示書の期限確認、家庭や病院における食物負荷試験の進行状況の確認などを随時行っている。今後は、他の子どもや保護者に理解を図るための取組の必要性について、園長は課題意識をもっている。
--

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A ⑮ A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A ⑯ A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

食育年間指導計画を立て、年間を通して、食に関する豊かな経験ができるように取り組んでいる。野菜を子どもたちと一緒に育てたり、調理活動をしたりして、子どもたちが食に興味を持ち、楽しく食事ができるようにしている。 衛生管理体制は給食調理員と園長、チーフで体制を確立しマニュアルに基づき衛生管理を行っている。主管課が作成する給食献立を調理する中で、保育士と相談しながら子どもの調理活動を取り入れている。保育では日々の献立を子どもに伝えたり、みんなで育てて収穫した野菜を調理してもらったりして、食に興味を持てている。保育士は子どもの食の好みや咀嚼の様子などを把握し、減らしてほしい気持ちを表現しやすい環境を作ったり、ハサミを使ってその子の食べやすい形状にしたりして、おいしく食べられるように配慮している。

A-2 子育て支援**A-2-(1) 家庭との緊密な連携**

	第三者評価結果
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ ③ ・c

所見欄

乳児クラスは連絡帳を記入し、送迎時に対話により日々の様子を伝えている。幼児クラスは基本的に連絡帳の使用はないが、必要に応じ連絡帳等を利用して共有している。保育内容については、参観などを通して実際に保育の様子を見てもらったり、ポートフォリオを作ったり、日々の保育の様子や意図を伝えている。送迎時に子どもの様子を保護者に伝える際の保育士の対応に工夫が望まれる。

A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	③ ・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	③ ・b・c

所見欄

保護者が相談しやすいように、入園のしおりに子育て支援担当者名を記載し保護者に周知している。また、必要に応じて保育士から声をかけ園での様子を伝えたり、保護者からの困り事を聞いたりしている。保護者の就労状況により、平日だけでなく土曜日に時間を設けるなど柔軟に対応している。

A-3 保育の質の向上**A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）**

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	③ ・b・c

所見欄

「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や「自己評価シート」を使い、定期的に自分の保育の振り返りをしている。また、月1回のチーム会や職員会での保育の振り返りの際には、子どもの発達状況を共有しながら相談し合い、気づきや学びを翌月の保育計画に反映させている。職員間で情報を共有することで、園全体の保育の質の向上につながっている。